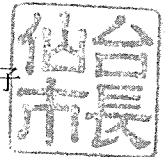


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和6年10月23日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 学校法人宮城学院 理事長 佐々木 哲夫
住所 仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目1番1号
名称 宮城学院上谷刈グラウンド整備事業
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 宮城学院の学生が利用する駐車場、グラウンドを整備するため。
内容 現況が水田である土地の区域内において、面積約3haの土地を造成し、約1.9haのグラウンド（駐車場含む）を設ける。
位置 宮城県仙台市泉区上谷刈中沢6-3 外35筆
面積 約3.0ha

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和6年10月23日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）
時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課